



喫緊の課題 交通マナーの向上 ～ 生徒集会 交通委員会の発表より ～

9月19日(月)の生徒集会にて、9月の強調委員会(その月に重点的に取り組む生徒会専門委員会)である交通委員会からの発表がありました。

本校の職員が撮影した下校時の映像を元に、交通委員が課題を5点ピックアップし、その状況や改善案について具体的な説明がありました。以下にその内容を抜粋して紹介します。



【交通委員の発表】

1 斜め横断は不可

この場所(三野石材東交差点)では正しくは、横断歩道をまっすぐに渡った後、左側の車線に移動することになっています(2段階で横断する)。



2 道路の真ん中は走行不可(一列通行)

道幅が狭いからこそ一列通行が必須となります。また、たとえ道幅が広くても、道路交通法にて一列通行が定められています。



道路交通法第19条(軽車両の並進の禁止)

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

3 追い越し時は要注意

並進の禁止については、2で述べたところです。スピードの出し過ぎは問題外ですが、逆に遅すぎると後方の自転車との距離が縮まり、追い越しをせざるを得ない状況になるかもしれません。大切なことは、後方確認を行ったり、無理な追い越しをしたりしないことです。



4 歩行者と自転車の並進

自転車通学者が歩行者と並んで帰ると、3人分の幅(歩行者+自転車を歩いて押す人+車体幅=3人分)をとることになります。友達と一緒に帰りたいたいという気持ちもあるかもしれませんが、何よりも安全が最優先です。



5 民家の前や交差点等での下校途中のたむろは後続車や一般家庭への迷惑行為

住宅の前や駐車場、交差点等で、友達と話したり長い時間留まったりするのは迷惑行為や他の車両、歩行者等の通行を妨げることにつながります。



香川県の人口10万人あたりの死者数は3.72人と、全国ワースト4位の厳しい状況が続いています。綾川町は道幅が狭い道路や交通量が多い国道もあることから、危険箇所が多い地域であると言わざるを得ません。ご家庭でも、交通安全に関する注意喚起をお願いします。